

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年12月16日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100177 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100022 号

## 第 1 結論

平成 15 年 8 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 8 月から同年 12 月まで

私は、前回、国民年金加入後、納付日の遅れはあるが、一度も国民年金保険料を滞納したことはなく、当時、家族の国民年金保険料も合わせて納付していたので、私の保険料だけ未納とされているのは納得できないとして訂正請求を行ったが、記録訂正は認められなかった。

請求期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者が提出した平成 15 年分及び平成 16 年分の所得税の確定申告書 (控) に記載された国民年金の支払保険料額は、オンライン記録で確認できる請求者及び配偶者の平成 15 年及び平成 16 年を収納年月日とする国民年金保険料の合計金額と一致していることが確認できること、ii) 請求者は、オンライン記録で確認できる請求者及び配偶者の国民年金保険料の収納年月日が事実ではなく誤りであることから、請求期間の国民年金保険料についても納付していたはずである旨主張しているところ、日本年金機構は、国民年金保険料の領収済通知書の保存期間は 3 年であり、保管していない旨回答していることから、請求者の主張について、確認することができないこと、iii) 請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付した可能性のある金融機関として挙げた複数の金融機関は、いずれも、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料の保管はない旨回答していることなどから、既に令和 3 年 6 月 29 日付けで、年金記録の訂正をすることはできないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回の請求と同じ請求内容で、請求期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100176 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100021 号

## 第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月及び同年 5 月  
② 平成 3 年 1 月から平成 5 年 3 月まで  
③ 平成 5 年 4 月から平成 16 年 9 月まで

平成 5 年から平成 20 年国民年金納付日付がすべて違う。平成 5 年より前の日付の記録が無い。一貫性のない納付をした事が無いのに、ほとんどの箇所でまとめて納付、前後の納付日になっている。

昭和 63 年 4 月 5 月、平成 3 年 1 月から平成 5 年 3 月まで、平成 5 年 4 月から平成 16 年 9 月まで、納付日付がすべて違う。

平成 21 年 12 月からの納付記録と平成 16 年 9 月以前の納付記録が私とはまるで別人の方が納付した様な記録になっているのは、どう言う事なのか、きちんと調査して頂きたい。

## 第 3 判断の理由

国民年金法（以下「法」という。）には、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと史料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる（法第 14 条の 2 第 1 項）。

また、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者の給付に関する事項及び納付保険料の免除に関する事項と規定されている（法施行規則第 15 条の 2）。

請求者は、本件訂正請求において、国民年金保険料の納付済期間である請求期間①及び②の収納年月日が記録されていないこと並びに請求期間③の収納年月日が自身の記憶と違うとして記録の訂正を求めているところ、当該事項は、訂正請求の対象となる特定国民年金原簿記録には該当しない。

よって、本件訂正請求は、法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100265 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100023 号

## 第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月及び同年 5 月  
② 平成 2 年 6 月から平成 15 年 7 月まで  
③ 平成 16 年 1 月から平成 21 年 3 月まで

昭和 63 年 4 月、5 月の納付日が私の記憶と違っている。平成 2 年 6 月から平成 15 年 7 月まで、平成 16 年 1 月から平成 21 年 3 月まで、納付日の記録が私の記憶と違う。

平成 21 年 4 月からの納付の記録と、平成 21 年 3 月以前の納付の記録が全く別人が納付した様な記録になっているのは、どうしてか、きちんと調査して頂きたい。

## 第 3 判断の理由

国民年金法（以下「法」という。）には、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができると規定されている（法第 14 条の 2 第 1 項）。

また、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者の給付に関する事項及び納付保険料の免除に関する事項と規定されている（法施行規則第 15 条の 2）。

請求者は、本件訂正請求において、国民年金保険料の納付済期間である請求期間①、②及び③の収納年月日が自身の記憶と違うとして記録の訂正を求めているところ、当該事項は、訂正請求の対象となる特定国民年金原簿記録には該当しない。

よって、本件訂正請求は、法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。